

人権について考えよう

昨年12月の中頃に「中国で変な伝染病がはやってきている」というニュースが伝わってきました。海外の話でまさかと思いつきながら聞いていた

が、日本に寄港したクルーズ船の中で多くの感染者が確認されたから、全国的に大きなニュースとして取り上げられるようになりました。

特に有田川町のすぐ近くの病院で感染が確認されたからは、ただならぬ緊張感が伝わりました。町民の中でもその病院にお世話になっている人が多くいたからだと思えます。

それ以来、多くの人が集まるイベントをできる限り自粛する中で、人権機関有田川の映画会も2度にわたりに中止することとなりました。また、「誰よ誰よ」という話題も多く、私もできる限り話題を変えたり話に乗らないように努めたりしてきましたが、出会う人みんながこの感染症への関心が高いように感じ、まるで犯罪者を探しているようでした。「その人の家族にも近づいてはいけません」とまで言われ、このことが人権

に関わる大きな問題であることに皆さんが気付いていないように思いました。

日本全国で、いや世界中でこのような問題に直面しているのではないかと感じました。感染の恐れがある場所での接触は最大限の注意を払わなければならぬと思いますが、その人権を侵害するようなことは決して行ってはいけないと思います。

今回の感染症に関する問題はまだまだ終息には至っていませんが、間違はなく人権にかかわる大きな教訓を残したと思います。二度と起こってほしくない事態ですが、万が一このようなことが再び発生した際には「病を憎んで人を憎まぬ」ようにしたいと思います。

人権機関有田川 杉澤純次

5月1日～7日は憲法週間

憲法や人権について考えましょう

5月3日の憲法記念日を含んだ毎

年5月1日～5月7日は憲法週間です。

日本国憲法は「国民主権」「平和主義」とともに「基本的人権の尊重」を重要な3つの柱としています。この基本的人権は「人間が人間らしい生活をする上で、誰もが生まれながらにもっている侵すことのできない永久の権利」であり、すべての人が安心して幸せに暮らせる地域社会の実現に欠くことのできない大切なものです。

人権擁護委員制度

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行されたこの日を「人権擁護委員の日」と定め、特設人権相談所の解説や地

私たちのまちの人権擁護委員

- 大西 恭子 (井谷)
- 柏木 敦子 (庄)
- 北林 利樹 (清水)
- 栗山 昌之 (尾中)
- 高居 涼子 (明王寺)
- 高垣 かすみ (吉原)
- 田中 伸幸 (庄)
- 田又 和彦 (吉原)
- 畑中 泰武 (小川)
- 堀内 尚規 (二川)

5月1日現在 50音順 敬称略

域住民の皆さまに人権への理解を深めてもらう活動に取り組んでいます。当町には町長から推薦され、法務大臣が委嘱した上記の人権擁護委員がいます。

人権問題でお困りの時は、最寄りの法務局の人権相談所または人権擁護委員までご相談ください。

法務省 令和2年度(2020年度)啓発活動重点目標

「人権啓発キヤッチコピー」

「誰か」のことじゃない。

お知らせ

人権特設相談所 (中止)

6月1日(月)に予定していた人権特設相談所の開設は、中止させていただきます。

●みんなの人権110番
電話/0570・003・110
(平日8時30分～17時15分)

人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課
電話 22・4513
ファクス 32・4827